

太平洋南部キンメダイの広域資源管理

1 資源の現状

キンメダイは、我が国では北海道釧路以南の太平洋と新潟県以南の日本海に分布し、そのうち太平洋岸では房総半島から伊豆半島沿岸、御前崎沖、伊豆諸島周辺、四国沖、南西諸島周辺海域などを主な漁場として、立縄、底立延縄、樽流しなどの釣り漁業等によって漁獲されている。この他、小笠原公海、南西諸島周辺、中部北太平洋公海域の天皇海山周辺海域等においても、底立延縄、底刺網、トロール等によって漁獲されている。

1都3県（東京都、千葉県、神奈川県、静岡県）における2005～2009年のキンメダイの漁獲量は7,000トン弱で安定していたものの、2010年以降は減少傾向にあり、2022年には3,755トンとなっている。関東沿岸から伊豆諸島周辺海域におけるキンメダイ資源量は2000年代前半まで4万トン台で横ばい、その後は減少傾向で推移し、2022年は約3.3万トン。親魚量は2000年代前半まで3万トン台で推移し、その後は減少傾向にあったが、2017年以降は増加傾向にある。

2 関連漁業種類

- (1) 自由漁業 立縄漁業
- (2) 知事許可漁業（東京都、静岡県） 底立てはえ縄漁業
- (3) 太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 底刺し網

3 資源管理の方向性（目標、期間等）

キンメダイ資源を持続的・安定的に利用していくためには、漁獲努力量水準を適切に維持、管理するための取組が重要である。

このため、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組んでいる資源管理措置を継続または強化していくことにより、資源量を回復させることを目標とする。

4 資源管理措置

- (1) 関係漁業者の合意の下で、下記のとおり漁獲努力量の削減措置を実施。

各海域できめ細かい措置が機動的に講じられている。

① 立縄漁業（自由漁業）及び底立てはえ縄漁業（知事許可漁業）

都県名	関係漁業者の操業海域	取組内容
千葉県	銚子沖、勝浦沖、東京湾口、伊豆諸島	※ 各地の事情により、以下 取組を組合せて実施。 ・ 小型魚の再放流 ・ 漁具・漁法の制限 ・ 休漁日・休漁期間の設定 ・ 操業規制区域の設定 ・ 使用済漁具廃棄の禁止等
東京都	大島周辺、利島周辺、新島（含式根島）周辺、神津島周辺、御蔵島・イナンバ、三宅島周辺、八丈島（青ヶ島含む）周辺	
神奈川県	東京湾口、伊豆東岸、伊豆諸島、静岡県御前崎沖（静岡県知事許可）	
静岡県	伊豆諸島、静岡県地先	

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業 委員会指示第 45 号）

きんめだい底刺し網漁業の承認を受けた者は、底立はえ縄漁業者を会員とする漁業者協議会との間で合意した以下の内容等について実施。

ア 休漁の設定

小型魚や産卵親魚の保護育成のため、次の海域（第 1 紀南海山、第 2 紀南海山、駒橋第 2 海山）においては、11 月 1 日から翌 3 月 31 日までの間において、1 ヶ月間の休漁を実施する。

イ 小型魚の保護（全長制限）

小型魚の保護育成のため、全長 28 センチメートル未満のキンメダイは水揚げをしない。

ウ 漁具の制限

操業にあたっては、内径で 120 ミリメートル以上の網目を有する漁具を使用する。

また、漁具の長さは一連につき 600 メートル以内とし、1 回の操業において投網できる連の数は 5 連までとする。

③漁場環境の保全措置

操業にあたっては漁具の流出を極力防止するとともに、漁場等においてゴースト漁具を発見した場合は、自主的に回収するよう努めている。

（2）漁獲努力量の削減措置については、これまでの実施体制及び措置内容を尊重しつつ、各地域及び漁業種類ごとの事情を勘案し、関係漁業者間の合意の下で、現在の取組をさらに進めていくこととする。

5 関係者間の連携体制

従前より、キンメダイ資源管理は「一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会」を通じて議論を重ね実践してきたが、平成 26 年に同資源の持続的利用を確保するための予防的措置の取りまとめに向けた検討を行うため、協議会の下に各都県の漁業者代表、行政・研究担当者、水産庁及び（国研）水産研究・教育機構で構成される「漁業者代表部会」を設置し、年 2 回程度、同部会を開催することとしている。

令和 5 年度の漁業者代表部会は令和 5 年 8 月 31 日に「令和 5（2023）年度キンメダイ太平洋系群の資源評価結果」が公表となったことから、まずは、水産研究・教育機構と協力して、関係地区において当該評価結果及び今後の資源管理について説明の上、質疑応答や意見聴取等を実施しているところであり、本年 3 月に同代表者部会の開催を予定している。

6 資源管理手法検討部会で整理された意見・論点への対応について

キンメダイ太平洋系群について、数量管理を基本とする新たな資源管理について広く意見を聴き、議論を整理するため、令和 4 年 12 月 20 日に第 10 回資源管理手法検討部会を開催し、別紙のとおりその結果を整理したところ。

これらの論点等について、キンメダイの資源管理に関する漁業者代表部会や一都三県キンメダイ資源管理実践推進漁業者協議会の枠組みを通じ、また関係漁業者等と個別に相談しながら対応方向を整理し、これまでの自主管理の枠組みと並行して、新たな数量管理の導入に伴う資源管理の目標や目標達成の方法等について検討を進められるよう、必要な調整等を行っていくこととする。

太平洋南部キンメダイ資源管理の令和5年度の取組状況

【広域資源管理の取組状況】

① 立縄漁業及び底立てはえ縄漁業

海域ごとに小型魚の再放流、漁具・漁法の制限、休漁日・休漁期間の設定及び操業規制区域の設定等の措置を実施。

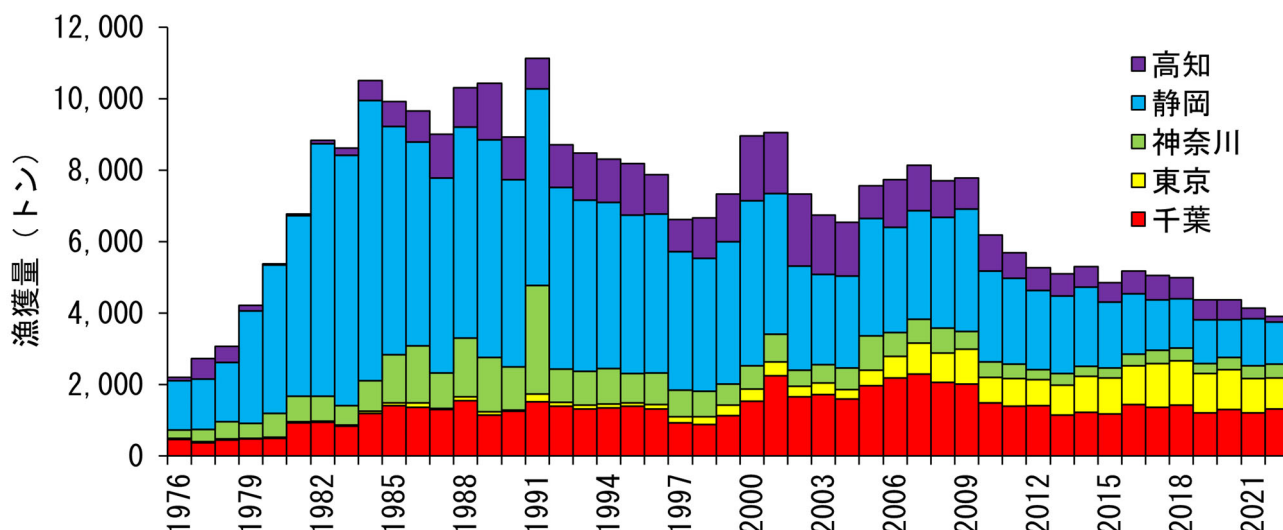


図 千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、高知県のキンメダイ漁獲量の推移

② 底刺し網漁業（太平洋広域漁業調整委員会承認漁業）

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十五号に基づき、きんめだい底刺し網漁船1隻を承認。また、小型魚や産卵親魚保護のための期間休漁（11月1日～3月31日までの間のうち1ヶ月）、小型魚の保護（全長制限）、漁具の制限等の取組を実施。

（参考）キンメダイ底刺し網漁業（委員会承認分）漁獲量

H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
22 ト	35 ト	29 ト	73 ト	64 ト	46 ト	52 ト	60 ト	87 ト	52 ト	35 ト

※各年1～12月の漁獲量を集計

第 10 回資源管理手法検討部会の結果について（抄）

令和 5 年 2 月 13 日
水産政策審議会
資源管理分科会
資源管理手法検討部会

令和 4 年 12 月 20 日（火）に開催された第 10 回資源管理手法検討部会で整理された論点及び意見は次のとおり。

（１）マルアジ日本海西・東シナ海系群及びムロアジ類東シナ海
（略）

（２）キンメダイ太平洋系群

● 漁獲等報告の収集について

- 多くが自由漁業であることを踏まえ、漁協等を含めた現場に負担のかからない報告体制を構築することが前提となる。
- 採捕位置や体長など、管理だけではなく評価の精度向上にも資する報告内容等を検討する必要がある。
- 適切な資源管理のため、本系群を利用する全ての地域の漁業、遊漁船等による漁獲量を把握する必要がある。

● 資源評価について

- 本系群の資源評価・管理について、一都三県において生態から漁獲に係る詳細な調査を実施し、その生態を十分解明して、精度の高い資源評価、適切な管理手法の構築を図る必要がある。基本的には本系群を利用する全都県を対象とするべき。
- 定量的に T A C 等を設定するのであれば、各地域の努力量削減や漁場における環境変化等を評価に加味するべき。
- 再生産関係、年齢別漁獲尾数の推定、C P U E の標準化（環境、獲り控えの影響等の考慮）、遊漁や食害の影響、当該漁業の就業者の趨勢などの多様な要因を考慮した十分な資源評価となるよう、関係情報を収集するべき。
- 本系群の分布域全ての資源評価を漁場毎に行い、漁場毎の資源管理目標を設定すべき（漁獲努力量による目標が望ましい）。

● 資源管理について

- 漁業者は、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。
- 十分な精度の資源評価に基づき漁獲シナリオの検討・設定をするべき。特に親子関係が不明であり、それに基づく T A C 管理に不安。
- 一般論として、最新の技術、データに基づく数量管理が必要なことは理解。しかし、本系群への T A C 制度導入は一都三県のみを管理対象にすることの不公平感等様々な問題がある。系群全体の資源管理を行うべき。
- 小型魚の保護や釣針数の制限など、長期にわたり取り組んできた一都三県による自主的な資源管理を評価した漁獲量の配分をしなければ不公平感を助長する。単純な

実績ベースの適用はすべきではない。

- 漁業者はT A C導入の必要性に疑問があり、これまでの自主管理の継続で十分管理が可能と考えている。自主的な管理の有効性を確認し、自主的管理を基に資源管理すべき。

● S H会合で特に説明すべき重要事項について

- これまでの漁業者による自主的な資源管理を評価。
- 本系群にT A C制度を導入する合理性の検証。
- 資源の公平な利用に向けたT A C導入された場合における配分方法・管理方法の考え方等。
- T A C導入にともなう減収の支援策等。
- 太平洋沿岸の本資源を利用している関係都県での遊漁等を含めた資源管理、サメ等の食害対策。

(以 上)

太平洋広域漁業調整委員会指示第四十七号（案）の概要

きんめだいをとることを目的とする刺し網漁業については、①太平洋の公海においては大臣の許可（※）、また、②各都県管轄海域においては、漁業権又は知事許可に基づき営まれているが、これ以外の我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）（以下「我が国EEZ」という。）では、自由漁業として営まれている。

こうした中、きんめだい資源の管理・回復を図るため我が国EEZ内の下記の規制海域において、きんめだいをとることを目的とする底刺し網漁業に係る規制（委員会承認制等）を行うもの。

（※）漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第6号に規定する太平洋底刺し網等漁業

1 操業の承認

下記（1）の規制海域において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間、下記（2）のきんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

（1）規制海域

北緯35度以南で次に掲げる線及び陸岸から成る線以東の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く）。

ア 和歌山県紀伊ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経133度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

（2）きんめだい底刺し網漁業

動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業（ただし、大臣許可漁業（太平洋底刺し網等漁業）及び都道府県知事の管轄に基づく漁業を除く。）

2 承認の対象者

委員会指示第四十二号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船を当該漁業に使用する者

【参 考】規制海域



太平洋広域漁業調整委員会指示第四十七号(案)

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第一項の規定に基づき、きんめだい底刺し網漁業について、次のとおり指示する。

令和六年二月二十九日

太平洋広域漁業調整委員会 会長 北門 利英

太平洋広域漁業調整委員会によるきんめだい底刺し網漁業の承認に係る委員会指示

1 定義

この指示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「規制海域」 北緯三十五度の緯線が本州東岸の最大高潮時海岸線と接する点から正東の線以南、次に掲げる線及び陸岸から成る線以东の太平洋の海域のうち我が国の排他的経済水域、領海及び内水（内水面を除く。）

ア 和歌山県紀伊日ノ御埼灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬灯台に至る直線

イ 東経百三十三度の経線が四国南岸の最大高潮時海岸線と接する点から正南の線

(2) 「きんめだい底刺し網漁業」 次に掲げる漁業のいずれにも該当しない漁業であつて、動力漁船により底刺し網を使用してきんめだいをとることを目的とする漁業

イ 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第六十条第五項に規定する共同漁業

ロ 法第六十条第七項に規定する入漁権に基づき営む共同漁業

ハ 法第五十七条第一項の規定により都道府県知事が定める規則に定める知事許可漁業

2 操業の承認

規制海域において令和六年四月一日から令和七年三月三十一日までの間で、きんめだい底刺し網漁業を営もうとする者は、使用する船舶ごとに、太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

3 承認証の交付及び備付け義務

(1) 委員会は、2の承認をしたときは、申請者に別記様式第一号による承認証を交付する。

(2) 前号の規定により承認証の交付を受けた者は、当該承認漁業を営む期間中、当該承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けておかなければならない。

4 承認番号の表示

2の承認を受けた者は、当該承認に係る船舶の船橋の両側の見やすい場所に別記様式第二号により当該船舶に係る承認番号を表示しなければ、当該船舶を当該承認に係る漁業に使用してはならない。

5 漁獲成績報告書

2の承認を受けた者は、当該承認に係る漁業の漁獲成績報告書を委員会へ提出しなければならない。

6 取扱要領

この指示に定めるもののほか、操業の承認に関する取扱いについては、委員会が別に定める。

7 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年三月十五日から令和七年五月三十一日までとする。

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号				
漁業者	住所			
	氏名又は名称			
船舶	船名		総トン数	
	漁船登録番号		使用権の種類	
漁業根拠地				
操業承認期間	年 月 日から 年 月 日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

きんめだい底刺し網漁業承認証

承認番号	太広委底第○号			
漁業者	住所	●●県●●市●●町●番●号		
	氏名又は名称	●●水産株式会社		
船舶	船名	●●丸	総トン数	●●トン
	漁船登録番号	●●●－●●●	使用権の種類	●●●
漁業根拠地	●●県●●市			
操業承認期間	令和6年 月 日から令和7年 3月31日まで			
年 月 日 太平洋広域漁業調整委員会会長				

別記様式第二号

太広委底〇〇〇

備考 各文字及び数字は次により明瞭に表示すること。

- (1) 〇〇〇の部分には、当該船舶に係る承認番号を表示すること。
- (2) 大きさは15センチメートル以上、太さは3センチメートル以上、間隔は4センチメートル以上とする。
- (3) 文字及び数字は黒色とする。

(記載例)

太広委底 1



令和6年2月29日

太平洋広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）指示第四十七号（以下「指示47号」という。）のきんめだい底刺し網漁業を営むことの承認に関する事務の取扱につき、以下のとおり定める。

1 事務処理の専決及び結果報告

本事務取扱要領に基づく承認の事務処理は、委員会会長の専決事項として処理し、委員会会長は直近の委員会に承認の状況その他必要な事項を報告するものとする。

2 承認の対象者

承認の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 委員会指示第四十五号（以下「指示45号」という。）の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有する者で、当該実績に係る船舶又はその代船（当該実績に係る船舶の使用を廃止し、これに代わって使用する他の船舶）を当該漁業に使用する者。
- (2) 指示45号の承認を受けて、きんめだい底刺し網漁業を営んだ実績を有しない者であっても、やむを得ない事由によるものであることを委員会が特に認めた者。
- (3) (1) 又は (2) に該当する者から相続、法人化により経営を承継した場合等で、委員会会長が特に必要と認めた者。

3 操業の承認をしない者

前項の規定にかかわらず、次の4による承認を受けようとする者が、次のイからニまでのいずれかに該当する場合は、操業の承認をしないものとする。

- イ 委員会により指示45号に基づく承認を取消され、その取消の日から1年を経過しない者。
- ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ハ 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ニ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

4 承認の申請

指示47号の2の承認（以下「承認」という。）を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、4月30日までに委員会事務局（「水産庁資源管理部管理調整課」をいう。以下「事務局」という。）に提出しなければならない。

5 承認期間中の承認の申請

次の各号のいずれかに該当する場合で、承認を受けようとする者は、別表に掲げる必要な書類を、事務局に提出しなければならない。

- (1) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を当該承認に係る規制海域において当該承認漁業に使用することを廃止し、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について承認を申請する場合
- (2) 承認を受けた者が、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶が滅失し、又は沈没したため、当該承認に係る期間の残存期間につき、他の船舶について当該承認を申請する場合
- (3) 承認を受けた者から、当該承認に係る期間中に、当該承認に係る船舶を譲り受け、借り受け、その返還を受け、その他相続又は法人の合併若しくは分割等の事由により当該船舶を使用する権利を取得して当該承認に係る規制海域において当該承認漁業を営もうとする者が、当該承認に係る期間の残存期間につき、当該船舶について承認を申請する場合

6 承認証の書換交付の申請

承認を受けた者（共同経営、相続又は合併等により当該承認を受けた者の地位を承継した者を含む。）は、承認証の記載事項に変更を生じたときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

7 承認証の再交付の申請

承認を受けた者は、承認証を亡失、又はき損したときは、別表に掲げる必要な書類を、速やかに、事務局に提出しなければならない。

8 承認証の返納

承認を受けた者は、当該承認に係る期間が経過したとき、又は当該承認がその効力を失い、若しくは取消されたときは、速やかに、その承認証を事務局に返納しなければならない。

9 漁獲成績報告書の様式及び提出期限

承認を受けた者は、別紙様式第9号による漁獲成績報告書を、当該承認漁業の航海ごとに、当該航海の終了後1ヶ月以内に事務局に提出しなければならない。

10 裏付け命令の申請

委員会は、国及び県の漁業取締機関から、指示47号に違反したことを現認し指導したが是正が期待できないとの報告を受けたときは、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十一条第四項で準用する同法第二百一十条第八項の規定に基づき、必要に応じて農林水産大臣に対して、当該違反者に当該委員会指示に従うべきことを命ずべき旨を申請する。

別 表

きんめだい底刺し網漁業承認申請等に必要書類の一覧表

	承認期間 前申請	承認期間中の申請		書換申請		再交付
		代 船	承 継	記載事項 の変更	相続・合 併	
申請書	○	○	○	○	○	○
申請理由書	○	○	○	○	○	○
漁船登録原簿謄本	○	○	○	○	○	
船舶検査証書写し	○	○	○	△	△	
船舶使用承諾書	△	△	△	△	△	
適格性に関する誓約書	○		○		○	
代表者選定届	△	△	△	△	△	
定款及び登記簿謄本	△	△	△	△	△	
年間操業計画書	○	○	○			
海難事故報告書写し		△				
廃業届	△	○	○			
紛失届						○
相続相関図					△	
相続同意書					△	
戸籍謄本					△	
合併契約書					△	
旧承認証	△	○	○	○		△

(別表注)

1. 申請書は、別紙様式第1号によること。
2. 船舶使用承諾書は、別紙様式第2号によること。
3. 適格性に関する誓約書は、別紙様式第3号によること。
4. 代表者選定届は、別紙様式第4号によること。
5. 年間操業計画書は、別紙様式第5号によること。
6. 廃業届は、別紙様式第6号によること。
7. 紛失届は、別紙様式第7号によること。
8. 相続同意書は、別紙様式第8号によること。
9. ○印を付した書類は必須のものであり、△印を付した書類は添付書類注釈を参照し、該当する申請のみに添付すること。

(添付書類注釈)

1. 船舶検査証書写しは、船舶検査証書が必要な漁船は添付する。
2. 船舶使用承諾書は、申請に係る船舶が、自己所有船以外の場合に添付する。船名、船舶の使用期間、使用権の種類、賃借権の額及びその他必要な事項が記載されているものとする。
3. 代表者選定届は、共同経営の場合に添付する。
4. 定款及び登記簿謄本は、申請者が法人である場合に添付する。同一事業年度に再度申請する場合には、申請理由書にその旨を明記し、添付を省略できる。
5. 旧承認証は、操業期間中の場合には写しを添付する。
6. 漁船登録原簿謄本は、証明後3か月以内のものとする。

きんめだい底刺し網漁業承認申請書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記によりきんめだい底刺し網漁業に係る太平洋広域漁業調整委員会の承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 使用する船舶

- （１）船名
- （２）漁船登録番号
- （３）船舶総トン数
- （４）使用权の種類：（自己所有船、使用貸借権、賃借権）
- （５）通信機器の種類
- （６）電波機器の種類

2 漁業根拠地

3 主な操業区域

4 主な漁獲物等陸揚港

〔備考〕

- 1. 用紙は、日本産業規格 A 4 とする。
- 2. 通信機器は、無線 1 W、船舶電話等を記載すること。
- 3. 電波機器は、レーダー、GPS等を記載すること。

別紙様式第2号

船舶使用承諾書

年 月 日

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

貴殿が、下記の船舶をきんめだい底刺し網漁業に使用することを承諾します。

記

1 漁船登録番号

2 船 名

3 船舶総トン数

4 使用権の種類 使用貸借権
賃借権（賃借料） （月 円也）

5 使用期間 年 月 日 から 年 月 日まで

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4にする。
2. 賃借料が定額でない場合は、理由を付すこと。

適 格 性 に 関 す る 誓 約 書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

私は、次の①から③までのいずれにも該当しないことを誓約します。

- ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
- ② 法人であって、その役員又は使用人（操船又は漁ろうを指揮監督する者をいう。）の中に暴力団員等に該当する者があるもの
- ③ 暴力団員等がその事業活動を支配する者

〔備考〕

- 1. 用紙は、日本産業規格A4とする。

代 表 者 選 定 届

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の者を 丸に係るきんめだい底刺し網漁業の共同経営者の代表者に選定したので、届け出ます。

記

氏 名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

年間操業計画書

年 月 日

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

船名： （漁船登録番号： ）

漁業者	漁業種類	操業区域	期間

〔備考〕

1. 用紙は、日本産業規格A4とする。
2. 当該船舶の年間従事する漁業種類をすべて記入すること。
3. 1枚で記入できない場合には、適宜追加して記入すること。

廃 業 届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶は、きんめだい底刺し網漁業に使用することを廃止します。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

紛 失 届

太平洋広域漁業調整委員会会長 殿

申請者住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記の船舶に係るきんめだい底刺し網漁業の承認証を紛失したので、関係書類を添えて
届け出ます。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格 A 4 とする。

相 続 同 意 書

年 月 日

殿

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

下記のきんめだい底刺し網漁業について、貴殿が相続することに同意いたします。

記

- 1 船名
- 2 船舶総トン数
- 3 漁船登録番号
- 4 承認番号

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。

きんめだい底刺し網漁業漁獲成績報告書

太平洋広域漁業調整委員会 会 長 殿 住 所 氏名又は名称	船 名				報告年月 日				
	総トン数				報告取扱 責任者	氏名			
	所持した 漁具の数 量				船 長	氏名			
					漁業根拠 地				
	冷凍能力	トン／日			漁獲物等 陸揚港				
	出入港月 日	年 月 日 出 港	航海 日数	日					
		年 月 日 入 港	操業 日数	日					
月 日	操業位置	使用漁具 の数量	操業 回数	魚種別漁獲量 (kg)					漁場の水深、 その他の事項
				キンメダイ				計	

〔備考〕

用紙は、日本産業規格A4とする。